

資料 7 - 7 表 令和 3 年の県の防災体制（風水害）

	第二非常体制	第一非常体制	警戒体制	準備体制
※災害対策基本法改正（令和3年5月20日）前の避難情報名称	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示（緊急）※が発令されたとき ・特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・局地的に特別警報に準ずる気象現象が発生したとき ・県内の広範囲にわたって大規模な被害が発生又は予想されるとき ・災害救助法を適用する災害が発生したとき ・知事が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨・洪水・暴風警報の全てが発表されるに至ったとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき（①） ・氾濫危険水位に達した河川があるとき（②） ・上記①②またはこれに準ずる気象現象に基づき避難勧告が発令されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の警報のうち、いずれかが発表されたとき（大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報） ・避難判断水位（避難判断水位相当水位を含む）に達した河川があるとき ・避難準備・高齢者等避難開始※が発令されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の注意報のうち、いずれかが発表されたとき 大雨注意報 洪水注意報
1 月			2	
2 月				
3 月				2
4 月		1	1	3
5 月		1	2	4
6 月				8
7 月		4	12	19
8 月	1	6	3	9
9 月		3	1	7
10 月		1	1	3
11 月				1
12 月			2	
合計	1	16	24	56